

警 備 業 行 政 処 分 簿

(愛知県)

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	三重県公安委員会 第55000089号
	氏名又は名称	株式会社サンケイ商事
	代表者の氏名	酒井豊喜
	主たる営業所の所在地	三重県津市末広町11番9号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	愛知県知多市清水が丘1丁目116番地 株式会社サンケイ商事 知多支店
処 分 年 月 日	平成23年10月27日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由 根 拠 法 令	書面交付義務違反 警備業法第19条第1項、第2項 立入検査を実施したところ、警備業務を行う契約の締結前後に交付すべき書面を、依頼者に交付していないことが判明したものの。	
処分を行った公安委員会	愛知県公安委員会	